

特例内容		中城特例割合	根拠法令条文 (地方税法)	条項等	対象資産	対象資産の詳細 (令和5年度時点で運用している特例のみ)
1	家庭的保育事業施設	1/2	地方税法	第349条の3第27項	家屋・償却資産	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産 (当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)
			中城村税条例	第61条の2第1項		
			取得時期	H29.4.1~		
			適用期間	期限なし		
2	居宅訪問型保育事業施設	1/2	地方税法	第349条の3第28項	家屋・償却資産	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産 (当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)
			中城村税条例	第61条の2第2項		
			取得時期	H29.4.1~		
			適用期間	期限なし		
3	事業所内保育施設	1/2	地方税法	第349条の3第29項	家屋・償却資産	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業(利用定員5人以下に限る)の用に供する家屋及び償却資産 (当該事業の用以外の用に供されていないものに限る)
			中城村税条例	第61条の2第3項		
			取得時期	H29.4.1~		
			適用期間	期限なし		
4	汚水又は廃液の処理施設	1/2	地方税法	附則第15条第2項第1号	償却資産	指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの(総務省令(地方税法施行規則附則第6条第12項):沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等)
			中城村税条例	附則第6条の2第1項		
			取得時期	R2.4.1-R4.3.31		
			適用期間	期限なし		
5	公共下水道を使用する者が設置した除害施設	3/4	地方税法	附則第15条第2項第5号	償却資産	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの(総務省令(地方税法施行規則第6条第18項):沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等)
			中城村税条例	附則第6条の2第2項		
			取得時期	R2.4.1-R4.3.31		
			適用期間	期限なし		
6	津波対策の用に供する償却資産	1/2	地方税法	附則第15条第21項	償却資産	地方税法施行令附則第11条第31項に償却資産の規定あり。 →防潮堤、護岸、胸壁及び津波避難場所としての機能を有する堅固な工作物
			中城村税条例	附則第6条の2第3項		
			取得時期	H28.4.1-R6.3.31		
			適用期間	4年度分		
7	指定避難施設避難用部分	2/3	地方税法	附則第15条第22項第1号	家屋	地方税法施行規則附則第6条第53項に指定避難施設避難用部分の規定あり。 →津波防災地域づくりに関する法律で規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分(避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路)
			中城村税条例	附則第6条の2第4項		
			取得時期	H30.4.1-R6.3.31		
			適用期間	5年度分		
8	協定避難用部分(既設)	1/2	地方税法	附則第15条第22項第2号	家屋	津波防災地域づくりに関する法律で規定する津波防災警戒区域に存する施設で、管理協定を締結して村が管理を行う協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分(避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路:津波防災~法律第56条第1項第1号及び第2号)
			中城村税条例	附則第6条の2第5項		
			取得時期	H30.4.1-R6.3.31		
			適用期間	5年度分		
9	協定避難用部分(建設予定又は建設中)	1/2	地方税法	附則第15条第22項第3号	家屋	津波防災地域づくりに関する法律で規定する津波防災警戒区域において建設が予定されている施設又は建設中の施設で、管理協定を締結して村が管理を行う協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分(避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路津波防災~法律第56条第1項第1号及び第2号)
			中城村税条例	附則第6条の2第6項		
			取得時期	H30.4.1-R6.3.31		
			適用期間	5年度分		
10	指定避難用償却資産	2/3	地方税法	附則第15条第23項第1号	償却資産	指定避難施設に付属する資産で、誘導灯、避難標識、自動解除装置(地震動を感知した場合に、出入口に設ける戸の施錠装置を自動的に解錠する機能を有する装置)、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備(地方税法施行令及び同法施行規則に規定あり)
			中城村税条例	附則第6条の2第7項		
			取得時期			
			適用期間	5年度分		
11	協定避難用償却資産	1/2	地方税法	附則第15条第23項第2号	償却資産	協定避難施設に付属する資産で、誘導灯、誘導標識、自動解錠装置(地震動を感知した場合に、出入口に設ける戸の施錠装置を自動的に解錠する機能を有する装置)、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備(地方税法施行令及び同法施行規則に規定あり)
			中城村税条例	附則第6条の2第8項		
			取得時期			
			適用期間	5年度分		
12	特定太陽光発電設備(1,000kw未満)	2/3	地方税法	附則第15条第25項第1号イ	償却資産	地方税法施行規則に規定あり→ 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及び同時に設置する専用架台等(固定価格買取制度の認定を受けたもの(認定発電設備)を除く)
			中城村税条例	附則第6条の2第9項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
13	特定太陽光発電設備(1,000kw以上)	3/4	地方税法	附則第15条第25項第2号イ	償却資産	地方税法施行規則に規定あり→ 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及び同時に設置する専用架台等(固定価格買取制度の認定を受けたもの(認定発電設備)を除く)
			中城村税条例	附則第6条の2第13項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
14	特定風力発電(20kw未満)	3/4	地方税法	附則第15条第25項第2号ロ	償却資産	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(固定価格買取制度認定発電設備に限る)
			中城村税条例	附則第6条の2第14項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
15	特定風力発電(20kw以上)	2/3	地方税法	附則第15条第25項第1号ロ	償却資産	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(固定価格買取制度認定発電設備に限る)
			中城村税条例	附則第6条の2第10項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
16	特定水力発電設備(5,000kw未満)	1/2	地方税法	附則第15条第25項第3号イ	償却資産	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(固定価格買取制度認定発電設備に限る)
			中城村税条例	附則第6条の2第16項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
17	特定水力発電設備(5,000kw以上)	2/3	地方税法	附則第15条第25項第2号ハ	償却資産	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(固定価格買取制度認定発電設備に限る)
			中城村税条例	附則第6条の2第15項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
18	特定地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3	地方税法	附則第15条第25項第1号ハ	償却資産	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(固定価格買取制度認定発電設備に限る)
			中城村税条例	附則第6条の2第11項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		

特例内容		中城特例割合	根拠法令条文 (地方税法)	条項等	対象資産	対象資産の詳細 (令和5年度時点で運用している特例のみ)
19	特定地熱発電設備 (1,000kw以上)	1/2	地方税法	附則第15条第25項第3号ロ	償却資産	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（固定価格買取制度認定発電設備に限る）
			中城村税条例	附則第6条の2第17項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
20	特定バイオマス発電設備 (10,000kw未満)	1/2	地方税法	附則第15条第25項第3号ハ	償却資産	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（固定価格買取制度認定発電設備に限る）
			中城村税条例	附則第6条の2第18項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
21	特定バイオマス発電設備 (10,000kw以上～20,000kw未満)	2/3	地方税法	附則第15条第25項第1号ニ	償却資産	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（固定価格買取制度認定発電設備に限る）
			中城村税条例	附則第6条の2第12項		
			取得時期	R2.4.1-R6.3.31		
			適用期間	3年度分		
22	特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業)	1/2	地方税法	附則第15条第32項	土地・家屋・償却資産	政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する業務を目的とする施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産で、有料で借り受けたものでない固定資産
			中城村税条例	附則第6条の2第19項		
			補助を受けた時期	H29.4.1-R6.3.31		
			適用期間	5年度分		
23	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3	地方税法	附則第15条の8第2項	家屋	高齢者の居住の安定確保に関する法律及び地方税法施行令に規定あり →新築されたサービス付き高齢者向け住宅が次の要件のいずれにも該当する場合、固定資産税（家屋）について減額する。 要件①貸家であること②1戸当たり（共用部分含む）30㎡以上210㎡以下（地方税法施行令附則第12条第12項（高齢者向け特定貸家基準住居部分））③主体構造が（準）耐火構造であること等④国又は地方公共団体から建築費補助を受けていること⑤サービス付高齢者向け住宅の戸数が10戸以上であること
			中城村税条例	附則第6条の2第20項		
			取得時期	H27.4.1-R7.3.31		
			適用期間	5年度分		
24	先端設備 (構築物及び事業用家屋)	0	地方税法	旧地方税法附則第64条	家屋・償却資産	認定先端設備等導入計画について中城村から認定を受けた者が、当該計画に基づき取得した事業用家屋及び償却資産事 ※R05.04.01以降取得のものについては、わがまち特例ではなく地方税法附則第15条第45項による減額となる。
			中城村税条例	旧税条例附則第6条の2第20項（R05.04.01削除）		
			取得時期	R3.4.1-R5.3.31		
			適用期間	3年度分		
24	大規模の修繕等が行われたマンション	1/3	地方税法	附則第15条の9の3第1項	家屋	マンション管理適正化法に基づく一定の要求を満たすマンションが大規模な修繕工事を行った場合に、工事完了した日の翌年1月1日を賦課期日とする1年分、固定資産税を減額する。
			中城村税条例	附則第6条の2第21項		
			取得時期	R5.4.1-R7.3.31		
			適用期間	1年度分		